

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁 航空装備研究所
管理部 会計課長 廣瀬 末人

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
新島南方海面飛しょう体発射試験のための 支援作業	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁航空装備研究所	令和7年9月1日～ 令和7年11月28日

説明会 なし。

3 入 札

- ① 日 時 令和7年8月1日(金)13時30分
- ② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金

- ① 入札保証金.....免除
- ② 契約保証金.....免除

7 入 札 の 無 効

- ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- ② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 必 要 の 有 無

有

9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等

役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 郵便入札について

- (1) 郵便入札の可否 可
- (2) 郵便入札方法 書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。
- (3) 郵送する書類等 (ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)
(イ) 入札書
- (4) 封筒について 前項(3)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。
- (5) 入札の回数 郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものと取り扱う。
- (6) 入札の無効 郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。
- (7) その他留意事項 郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和7年7月31日(木)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。
また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年7月31日(木)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

③ 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑤ 提出資料

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。
- (2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和7年7月31日(水)17時15分までに提出するものとする。

⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)648 担当:黒澤

防衛装備庁仕様書

		1 / 9	
品 件 名	新島南方海面飛しょう体発射試験のための支援作業	仕様書番号	GAE2-JK-206
		作成年月日	令和7年5月29日
		作成部課名	航空装備研究所 誘導技術研究部 誘導システム評価室

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、新島南方海面飛しょう体発射試験のための支援作業（以下、「本役務」という。）について規定する。

1. 2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1. 2. 1 法令等

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (2) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。3. 1. 21）
- (3) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（装備庁（事）第3号。31. 1. 9）
- (4) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31. 1. 9）

2. 役務に関する要求

2. 1 概要

本役務は、官が実施する新島南方海面飛しょう体発射試験において、必要な器材準備作業及びデジタルカメラ、ビデオカメラ等による試験実施状況等の写真撮影作業及び各種補助作業等を行うものとする。

2. 2 役務実施場所

防衛装備庁航空装備研究所及び防衛装備庁航空装備研究所新島支所

2. 3 役務期間

- (1) 令和7年9月1日から同年9月12日（9月6日、9月7日を除く。）（2. 4. 1項）
- (2) 令和7年9月15日から同年11月8日（9月21日、9月28日、10月5日、10月12日、10月19日、10月26日、11月2日を除く。）（2. 4. 2項）
ただし、別表を基準とし、気象状況等により、試験計画の変更がなされることがある。
- (3) 令和7年11月17日から同年11月28日（11月23日を除く。）（2. 4. 3項）

2. 4 役務内容

契約相手方は、本試験において、次の作業を行うものとし、日々の作業内容を記載した作業記録書を作成するものとする。

2. 4. 1 事前準備作業

別図第1に示す防衛装備庁航空装備研究所において、以下の作業を行うものとする。

- (1) プラスチックコンテナ(縦70cm×横45cm×高さ35cm)2個分の計測用ケーブルの導通チェックを行い、不良なものは、官が保有する修理キットで補修を行った後、官が別に示す行き先別員数表に従い、員数確認及び仕分けを行う。
- (2) プラスチックコンテナ(縦70cm×横45cm×高さ35cm)約10個分の工具について、点検を行うとともに、充電式電動工具は充電を行った後、官が別に示す行き先別員数表に従い、員数確認及び仕分けを行う。
- (3) プラスチックコンテナ(縦70cm×横45cm×高さ35cm)約30個分の計測資材、整備用資材及び事務用品について、官が別に示す行き先別員数表に従い、員数確認及び仕分けを行う。

2. 4. 2 試験実施

別図第1に示す防衛装備庁航空装備研究所新島支所において下記の作業を行うものとする。

(1) 準備作業

- ア 2. 4. 1項で準備した資材等の開梱を行う。
- イ 別図第2に示す射場地区の射座周辺にデジタルカメラを設置し、当該デジタルカメラがトリガ信号により作動することを確認する。
- ウ 別図第3に示す管理地区における下記に示す各種補助作業を行う。
 - (ア) 外部からの試験に関する問い合わせに対する対応の補助
 - (イ) 新島支所業務班との試験に関する調整の補助
 - (ウ) 各漁協及び官公庁への通報に関する補助

(2) 記録作業

- ア 別図第2に示す射場地区(中央指揮所、整備所、調整所、西観測所及び東観測所等)内において、デジタルカメラ及びビデオカメラにより器材の展開状況、準備作業及び本試験隊員の射場勤務状況並びに飛しょう体発射後の射座周辺の状況を撮影する。
- イ リハーサル日及び飛しょう体発射当日、2. 4. 2項(1)イにおいて設置したデジタルカメラにより発射装置からの飛しょう体の離脱状況を撮影する。
- ウ 撮影した写真等のデータについて、記録内容を容易に判別できるよう、各データにインデックスを付与して保存・整理する。

(3) 撤収作業

試験終了後、2. 4. 2項(1)で開梱・設置した器材等の撤収及び梱包を行う。

2. 4. 3 整備作業及びデータ整理

別図第1に示す防衛装備庁航空装備研究所において、以下の作業を行うものとする。

- (1) 2. 4. 2項(3)で梱包した器材等の開梱及び仕分けを行い、不要な印刷物はシュレッダーにかける。
- (2) 2. 4. 1項(1)～(3)のケーブル類、工具、計測資材及び整備用資材等の点検・清掃を行い、必要に応じて防錆処置を行った後、別図第1に示す機体強度試験室内及び総合誘導試験場内へ格納する。
- (3) 2. 4. 2項(2)ウで保存した各データについて、撮影日付、撮影場所、インデックス(撮影内容及び被写体名称等)を記載したデータ管理一覧表を作成し、データを整理する。

2. 5 作業従事者

作業従事者は、デジタルカメラ及びビデオカメラの操作に関して熟知している複数名で実施すること。

3 検査

2. 4項について、立会い、記録データ及び作業記録書により実施する。

4 その他

4. 1 器材等

本役務において記録作業及びデータ整理に必要なデジタルカメラ、ビデオカメラ及びパソコン等は契約相手方において用意するものとする。

4. 2 提出書類等

提出書類等は、表2のとおりとする。

表2 提出書類等

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備考
1	記録データ	1部	検査実施前	防衛装備庁 航空装備研究所	2. 4. 2項(2)の記録データ及び2. 4. 3項(3)のデータ管理一覧表。 電子データを可搬記憶媒体に格納し提出する。 提出する画像データはJPEG形式、動画ファイルはMPEG形式であること。
2	作業記録書	1部			2. 4項の日々の作業内容を別紙の要領で記載し提出する。電子メールで提出する。

4. 3 官側の支援

契約相手方は、本役務を実施するにあたり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合、あらかじめ官と協議の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 4 サプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)に定める特約条項に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行うこと。また、契約の相手方(下請負者、再委託先等を含む。)は、役務対象物品について、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

4. 5 安全管理

契約相手方は、本役務の実施にあたり、1. 2. 1項の法令等に基づき必要な安全管理を実施するものとする。

4. 6 その他

- (1) 契約相手方は、本役務の実施にあたって、試験作業が良好かつ安全に実施できるように留意するものとする。
- (2) 本役務において、天候等不可抗力により作業日程等の変更が必要となった場合、速やかに官と協議する。
- (3) 官は作業中に発生した事故等について、官の責任に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- (4) 試験器材の輸送については、防衛装備庁航空装備研究所と防衛装備庁航空装備研究所新島支所の間は官側で行うものとする。
- (5) 入出門の際は、防衛装備庁航空装備研究所及び防衛装備庁航空装備研究所新島支所における諸規則に従うこと。
- (6) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

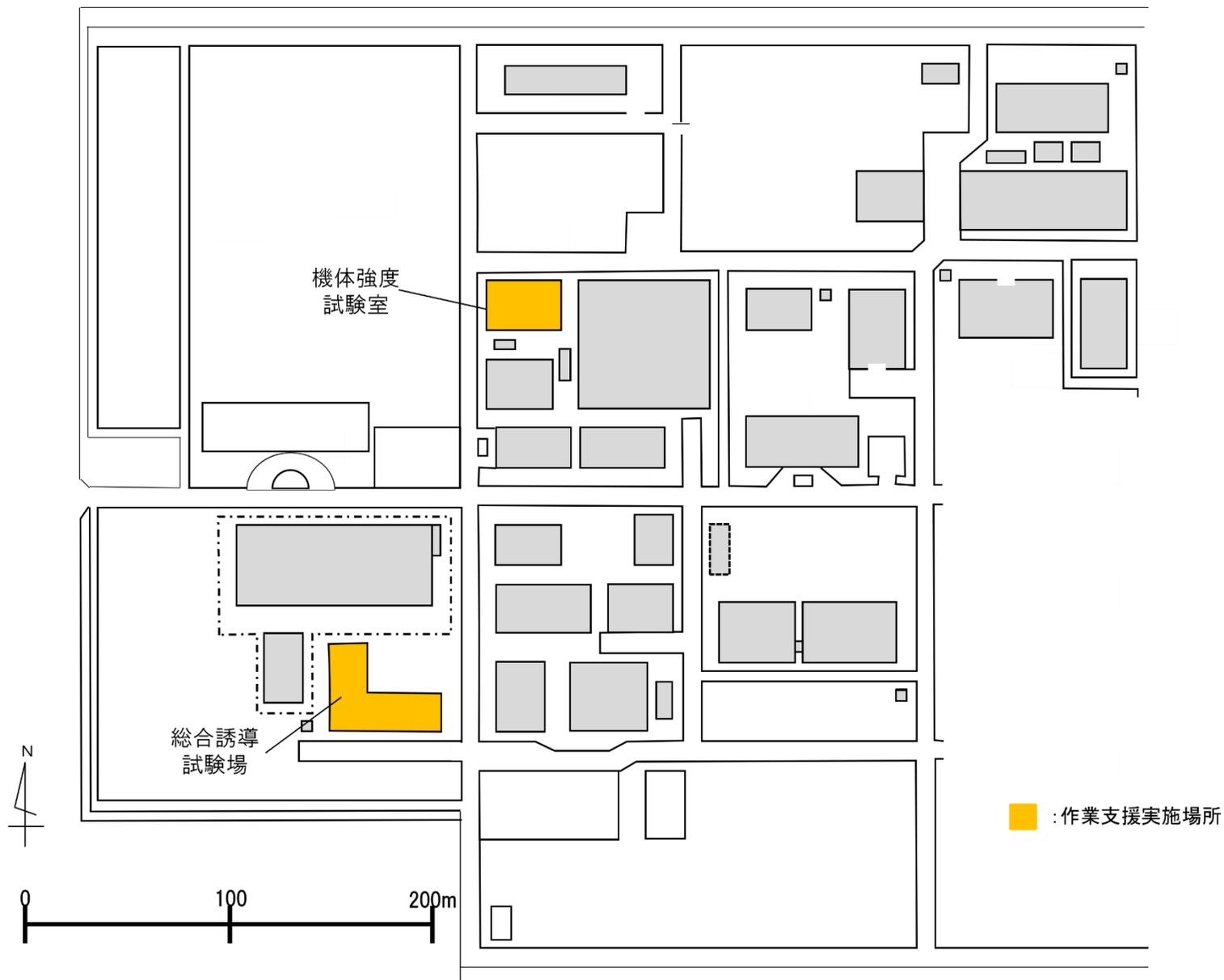
役務期間（基準）

月	令和7年9月																													
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
実施内容	事前準備作業 (器材等準備、作動確認・ 員数点検、仕分け、梱包等)							事前準備作業 (器材等準備、作動確認・ 員数点検、仕分け、梱包等)							試験実施 (開梱、器材等調整、作動確認・ 器材設置、記録、各種補助等)					試験実施 (開梱、器材等調整、作動確認・ 器材設置、記録、各種補助等)					試験実施 (記録、各種補助等)		☆	★		
役務場所	防衛装備庁航空装備研究所													防衛装備庁航空装備研究所 新島支所																

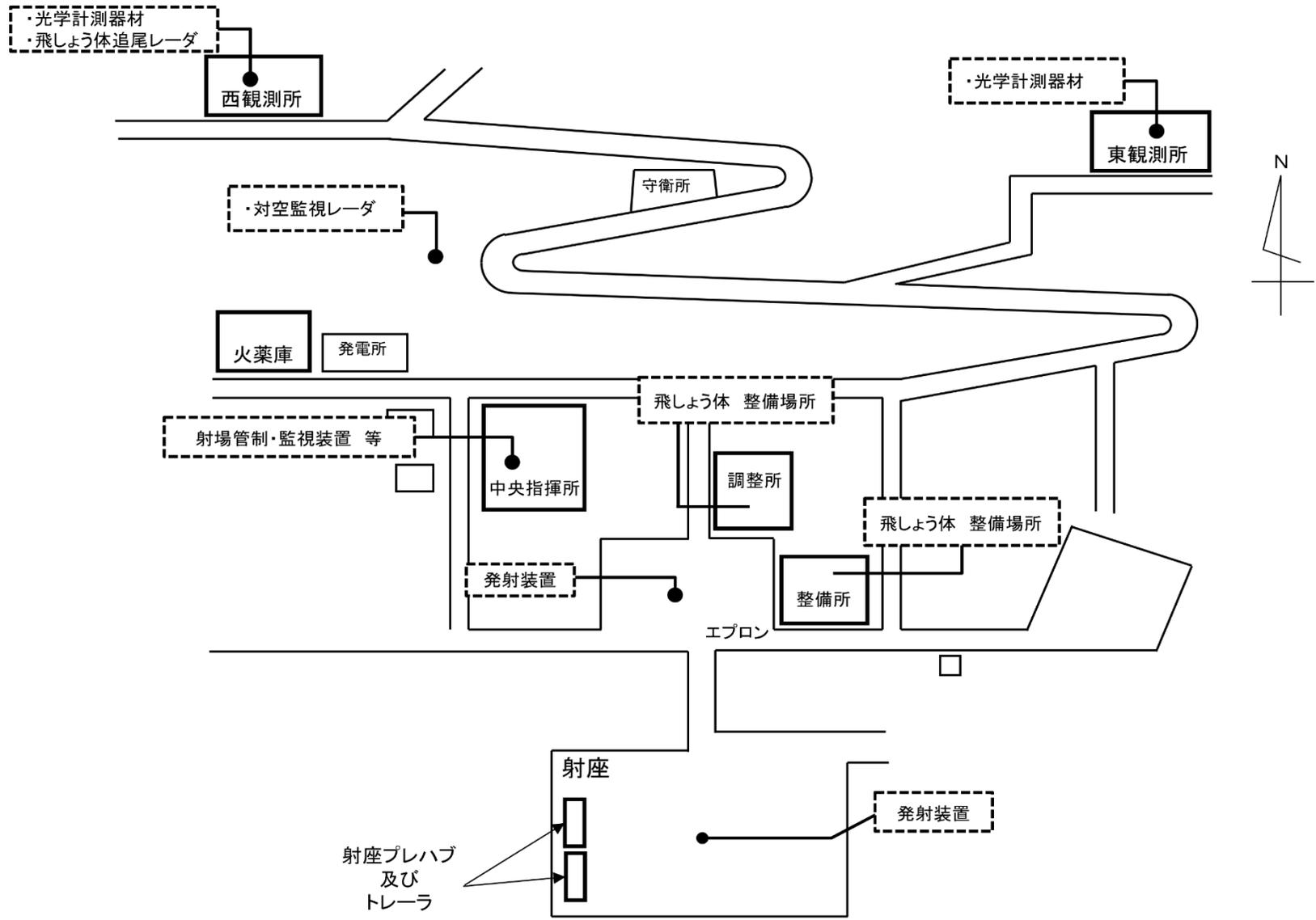
月	令和7年10月																															
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
実施内容	試験実施 (記録、各種補助等)					試験実施 (記録、各種補助等)						☆	試験実施 (記録、各種補助等)					試験実施 (記録、各種補助等)						試験実施 (記録、各種補助等)						★		
役務場所	防衛装備庁航空装備研究所 新島支所																															

月	令和7年11月																																
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
実施内容	試験実施 (撤収、器材梱包等)																整備作業 (器材開梱・器材点検・ データ整理等)										整備作業 (器材開梱・器材点検・ データ整理等)						
役務場所	防衛装備庁航空装備研究所 新島支所															防衛装備庁 航空装備研究所																	

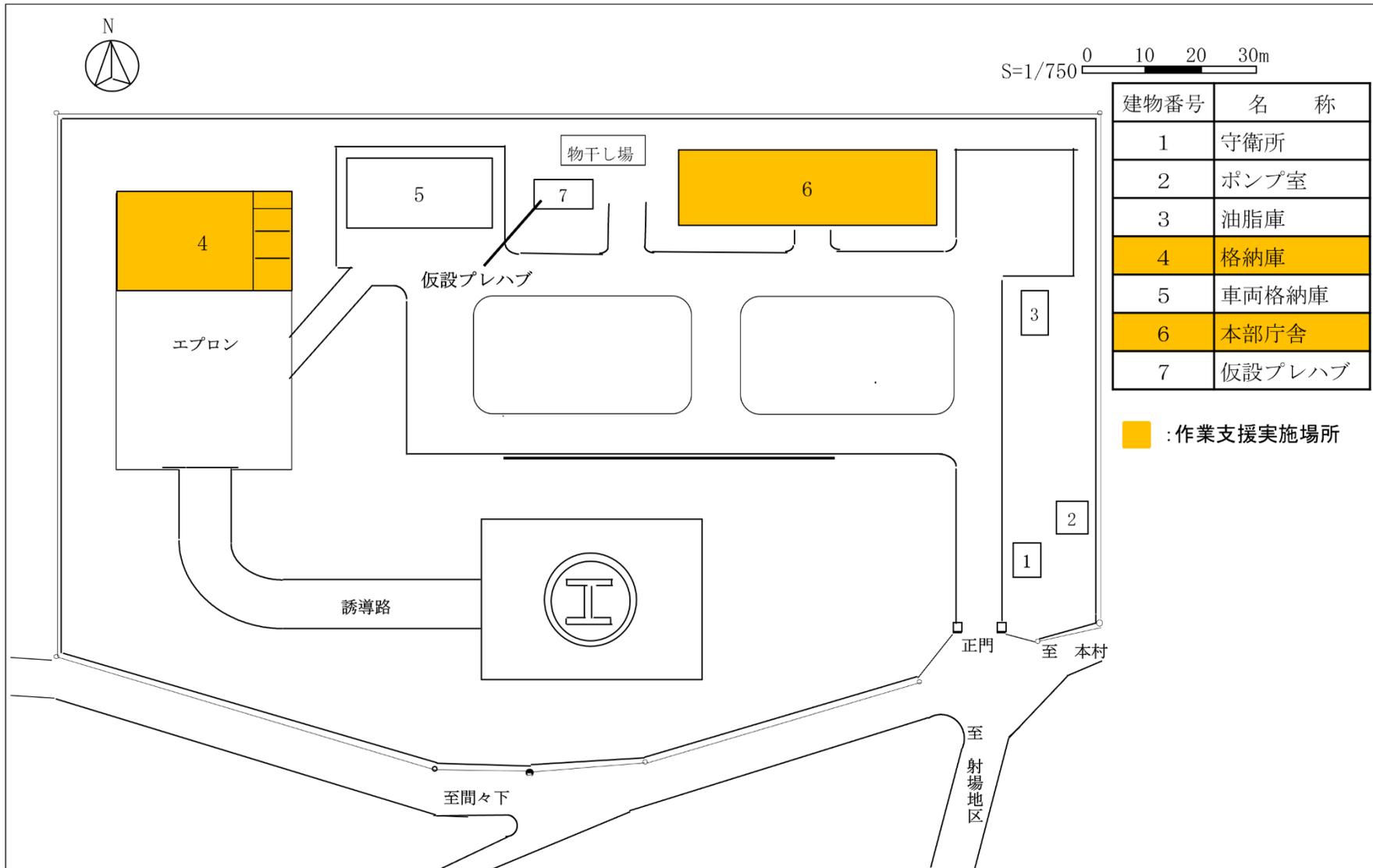
凡例) ☆:リハーサル ★:発射



防衛装備庁航空装備研究所 構内図



防衛装備庁航空装備研究所新島支所 射場地区 器材配置概要



防衛装備庁航空装備研究所新島支所 管理地区 概要図

